

## 小樽市飲食店応援クーポン「よくある質問Q&A集」

### 1. 飲食店応援クーポンについて

Q：1冊あたり金額はいくらですか？

A：1冊4千円です。（500円の11枚綴りで5,500円分利用できます。）

Q：何冊まで購入できますか？

A：一人につき最大5冊（20,000円）まで購入できます。

Q：小樽市民でなければクーポンを購入できないのですか？

A：希望者はだれでも購入できます。

Q：いつどこで購入できますか？

A：令和2年7月18日（土）から22日（水）の5日間、小樽経済センターで販売します。また、上記期間中で仮に残数が出た場合のクーポンは、7月27日（月）から31日（金）に小樽経済センターで販売します。いずれも、9時30分から16時までの販売となりますが、完売次第終了になります。

Q：小樽市飲食店応援クーポンはいつからいつまで使えますか？

A：令和2年7月18日から令和2年9月30日まで使用できます。

Q：小樽市飲食店応援クーポンはどこで使えますか？

A：使用できる店舗は、小樽商工会議所ホームページでご確認ください。

Q：お釣りはできますか？

A：お釣りはできません。不足分は現金で受け取ってください。クーポン利用者にはお釣りは出ない旨をお伝えください。

Q：小樽市飲食店応援クーポンが冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：小樽市飲食店応援クーポンを冊子から切り離し、家族に使わせてもいいですか？

A：家族の場合は可能です。

## 2. 登録店の登録について

Q：登録店の登録資格はなにかありますか？

A：小樽市内で飲食業を営み、次の要件のいずれにも該当する事業者であれば登録できます。

○食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者

○飲食店として営業実態がある事業者

○感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者

Q：登録店の登録募集期間は、いつからいつまでですか？

A：令和2年6月18日（木）から令和2年9月30日（水）までです。

Q：商工会議所の会員ではありませんが、登録店になれますか？

A：登録資格があれば、登録可能です。

Q：当店は小樽市に隣接した市町村にあり、お客さんも小樽市の方が圧倒的に多いので、登録店になれますか？

A：残念ながらなれません。小樽市内の事業所等のみが対象になります。

Q：クーポン利用者限定のサービス提供を実施することは可能でしょうか？

A：可能です。（ぜひ、お願いします）

申請書提出時点でクーポン利用者限定のサービス内容が明確な場合は、申請書にその旨記載してください。登録店リストに記載します。（申請後にサービス内容に変更が生じた際には事務局宛にFAX等でご連絡ください。）

Q：登録店に登録手続きする前に従業員がクーポンを受け取ってしまいました。どうすればいいですか？

A：登録店資格を有し登録店募集期間内であれば、早急に登録手続きをしてください。資格がない場合は、登録店募集事務局までご連絡してください。

Q：市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A：お手数ですが、店舗（営業許可）ごとに申請書を提出してください。

Q：登録店に登録するには費用がかかりますか？

A：登録料やクーポンの換金手数料等の費用は一切かかりません。

Q：登録店申し込み後はどのように登録されるのですか？

A：小樽市飲食店応援クーポン登録店募集事務局にて資格審査を行い、承認後、登録店登録証やステッカー、換金申込書等を送付します。

Q：登録店である表示をするステッカーについて、店舗が広い（または、形状が複雑）ので複数枚もらえるのですか？

A：当初にお渡しする枚数を超えて必要となる場合については、お問合せください。

Q：申請に際し店長名で申請できますか。

A：会社代表者で申請することが困難な場合については、店長等が申請することは可能です。

Q：申請書下部に記載する代表者欄への押印は必要ですか。

A：自署する場合は不要ですが、ゴム印等の場合は押印してください。

Q：換金で使用する「換金で使用する口座名義」はどの銀行でも構いませんか。

A：「換金で使用する口座名義」を記入する際、事務負担軽減のため、北海道信用金庫をお持ちの方は、北海道信用金庫の口座を指定していただくようお願いいたします。

### 3. クーポンの換金について

Q：換金手続きができる金融機関はどこですか。

A：北海道信用金庫の小樽市内にある各支店です。

（小樽支店、入船支店、桜支店、朝里支店、銭函支店、高島支店、長橋支店、手宮支店、緑支店）

Q：換金手続きに必要なものは何ですか？

A：北海道信用金庫の小樽市内の各支店に次のものをお持ちになり換金手続き

を行ってください。

- 使用済みクーポン(裏面に住所・事業所名(手書き又はゴム印)を記載し、枚数を確認)
- 登録店登録証
- 換金申込書

Q：商品券の換金手続きをすると、どのくらいの期間で指定口座への入金となりますか。

A：換金手続き後、1週間程度で指定口座へ入金いたします。

Q：換金手続きを行う際に北海道信用金庫に口座を持っていない場合、振込先を別の金融機関を指定できますか？

A：振込先の指定については、ご希望の金融機関口座に振り込みますが、事務負担軽減のため、北海道信用金庫の口座をお持ちの場合は、可能な限り北海道信用金庫の口座(普通・当座どちらも可)を指定して頂くようご協力をお願いします。

申請する際、「換金で使用する口座名義」を記入する際、北海道信用金庫をお持ちの方は、北海道信用金庫の口座を指定していただくようお願いいたします。

なお、申請段階では北海道信用金庫の口座をお持ちでない場合でも、登録後に北海道信用金庫の口座に変更することもできますので、ご協力をお願いいたします。

Q：換金手数料は必要ですか？

A：必要ありません。

Q：換金できる期間に定めはありますか？

A：換金申請期間は、令和2年7月27日(月)から令和2年10月30日(金)(土・日・祝日のほか、金融機関閉店日を除く)までになります。

換金申請期間を経過した後は、クーポンを換金することができませんので、ご注意ください。

Q：換金できる回数に上限はありますか？

A：原則、月2回まででお願いします。

Q：換金する際に使用済み商品券はどのような形で持っていけばいいですか。

A：使用済み商品券は事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合せないで、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

Q：換金申請金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A：登録した口座への振込みのみとなります。

#### 4. その他

Q：市内で複数店舗を営業している場合、登録申請、換金を代表店がとりまとめて、行っていいですか？

A：登録については、店舗ごとに申請してください。換金については、とりまとめて行うことは可能ですが、クーポン裏面の登録店欄の住所・事業名はそれぞれ使用された店舗ごとに記載してください。

Q：期限を過ぎたクーポンを受け取った場合の扱いはどうなるのでしょうか？

A：期限を過ぎたクーポンは使用できません。

クーポンの使用期限は、令和2年9月30日（水）までとなっておりますので、ご注意ください。